

2025 年 12 月

## 日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社は、「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>を受入れることを表明します。

**原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社（以下「当社」といいます。）並びにラザード・アセット・マネージメント（以下「LAM」といいます。）および LAM の子会社（以下併せて「ラザード」といいます。）は、世界各地の機関投資家および個人投資家に投資運用サービスを提供しています。ラザードは、投資信託の受益者を含む顧客（以下、単に「顧客」といいます。）の資産運用の受託者として、常に顧客の利益の最大化のために行動し、各顧客を公平に扱うよう努めています。ラザードでは、この義務を顧客の経済的利益の最大化と解釈しており、この原則は投資プロセスのあらゆる側面の基礎となっています。ラザードは、企業の環境・社会・企業統治（以下「ESG」といいます。）における課題は、投資先企業の価値に影響を与え得ると認識しており、中長期的なリターン向上とリスク低減に繋がる投資先企業のサステナビリティ（中長期的な持続可能性）と併せて投資判断を行う際に考慮しています。

ラザードの投資に対する中心的アプローチは、アナリストおよびポートフォリオ・マネージャー（以下「投資プロフェッショナル」といいます。）が個別企業について実施するファンダメンタルズ調査に基づいており、その概略は環境・社会・企業統治方針（以下「ESG 方針」といいます。）に記載されています。企業統治は以前からこのプロセスの一部であり、の企業統治に対するモニタリングおよびエンゲージメント（対話）活動はラザードの投資プロセスに完全に組み込まれています。

環境、社会、企業統治の懸念に対応する LAM のスチュワードシップ活動の詳細は下記リンク先の Web page をご覧下さい。

[サステナブル投資 | Lazard Asset Management](#)  
[Sustainable Investing | Lazard Asset Management](#)

ラザードは、議決権行使がエンゲージメントに不可欠な一部であり、ラザードの全投資プロセスの一部であると考えています。要請に応じて LAM の議決権行使に関する方針の全文を公表しています。

当社は、LAM の ESG 方針および議決権行使に関する方針をコンプライアンス・マニュアルの一部として採用しています。

**原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、常時すべての顧客を公平に扱うことができるよう、業務の中で生じ得る利益相反を管理し、可能な限り最小化するよう努めています。ラザード・グループの一員として、当社は、当社と顧客との間、顧客間、または当社とラザード・グループに所属する他の会社との間の利益相反について、これを管理する複数の方針を整備しています。これには、利益相反につながりうる情報の流れを最小限に抑えるための、ラザード・グループの部門間における流れを強固に制限し、遮断する措置を設けるといったことが含まれます。

当社は「お客様本位の業務運営を実現するための方針」に従い、利益相反について体制整備を行うなど必要な対応を取っております。例えば、もし当社と顧客との間に利益相反が生じる可能性がある場合には、法務コンプライアンス部に全て報告され、法務コンプライアンス部は密に経営陣と連携し、適切な対応をとる体制を整備しております。

議決権行使に関連する利益相反への対応については、議決権行使に関する方針に概要が記載されており、ESG方針に要約が記載されています。なお、ESG方針に概要が記載されている、議決権行使および対話に対するラザードの取り組みは、これらの活動が顧客に対するラザードの受託者責任に従いかつ顧客の最大の利益となるよう適切に行われることを目的としています。

**原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

ラザードは、ラザードの顧客および株主の利益を保護するために、高い基準の環境、社会、企業統治と整合する投資方針を維持するようにしています。ラザードは、顧客の受託者として、常に顧客利益の最大化のために行動し、各顧客を公平に扱うよう努めています。顧客の資金で投資判断を行う受託者として、顧客のために株主価値を最大化するよう心掛けています。その結果、ラザードでは企業の価値および収益性を最優先かつ最重視することとしており、当該評価に影響を及ぼすと考える範囲内で、投資先企業の企業価値および資本効率を高め、その持続的成長を支援するよう努めています。ラザードの投資プロフェッショナルは、顧客の最大の利益になると判断した場合、株主のためによりよい結果を求めべく、当該企業と対話を行います。ラザードの取り組みは、ファンダメンタルズ分析に組み込まれており、企業と対話を行うかどうかの判断は、このファンダメンタルズ調査によって決まります。対話に関する詳細は、LAMのESG方針をご参照ください。

企業統治の観点は、ラザードの投資プロセスの重要な側面です。ラザードの調査における投資先企業の企業統治に対する考え方（存在する場合）は、通常、投資の為の論点（投資判断

の基準)に反映されている他、株式を保有するにあたっての根拠となります。

例えば、ラザードは、どうしたら株主価値を最大化できるか投資先企業と一緒に考えています。持続的な企業統治慣行が不適切で価値の低下につながると考える場合には、当該企業への投資は行わないようにしています。この目的を達成するために、投資先企業とは定期的なミーティングを行っています。

LAMは、企業の経営陣およびその取締役会が優れた企業統治慣行を当該企業において適用するかどうかを担保する絶対的かつ揺るぎない規範は存在しないと考えています。

また、ラザードが厳格に行動するとしても、企業が最良の企業統治慣行を採用しないのかを見極めるグローバルな単一の指標は存在しないと考えています。

本原則に関する詳細については、LAMのESG方針をご参照ください。

#### **原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

ラザードの投資プロフェッショナルは、顧客の最大の利益になると判断した場合、投資先企業の株主のためにより良い結果を追及すべく、当該企業と対話を行います。ラザードの取り組みは、ファンダメンタルズ分析に組み込まれており、企業と対話を行うかどうかの判断は、このファンダメンタルズ調査によって決まります。時には、ラザードは企業から様々な問題に関する意見を求められることがあります。ラザードは、そのような機会を利用して投資先企業と一緒に考え、法令などで認められる場合には、株主価値を最大化する改善を実施すべく積極的な役割を果たすこともあります。

ラザードの対話は、定期的または随時行う各種ミーティング（オンライン含む）、訪問、電話等によって投資先企業の経営陣と継続的に対話するという形をとり、様々な話題を取り上げます。その中には、当該企業の企業価値にとって潜在的なリスクとなる戦略的またはESGに関する課題などが含まれることもあります。

また、ラザードは投資先企業との間で建設的な対話を行うため、投資先企業からの求めがあった場合には、当該企業の株式をどの程度保有しているかについて回答します。お問い合わせ方法等の詳細につきましては本文書末尾の記載をご覧ください。

ラザードは、時として投資先企業から内部者になるつもりはないかと尋ねられることもありますが、通常は、これに応じることはありません。株主価値を最大化させる旨の顧客に対する約束を維持するために、投資先企業の発行する株式等について売買を行う能力を保持したいという意向があるためです。

ラザードの投資プロフェッショナルは、ESG方針にその概略が記載されているとおり、株主のために問題を改善できるよう、投資先企業と定期的に対話を行います。まれに、適用法令で認められた場合において、顧客の最大の利益になると考えるときには、協働での対話に

参加する可能性もあります。ただし、実務においては、ラザードがそのような対話を最善の方法とみなすことはほとんどありません。共同または協働で対話の場を持つことについては、別の金融機関と「協調した」と解釈される可能性があるため、慎重な立場をとっています。公に改善を促す方法をとるよりも、自らが特定した問題について独立した立場で行動することを優先しています。ラザードでは、対話から最善の成果が得られるのは、個別の話し合いの場を通じて、ラザードの懸念を対話の相手方にもみ伝え、株主のために問題を改善するよう努める場合だと考えています。

ラザードの通常の実務に従い投資先企業との対話および経営陣との話し合いを行ったにもかかわらず、期待していた結果が得られない場合には、他の選択肢、すなわち顧客の為に保有する株式の完全な売却や、稀なケースとして他の投資家との対話等を検討することになります。ESG 方針にその概略が記載されているとおり、集団での対話という措置を講じるのは、株主価値のためになると判断された場合に限り、かつ適用法令において認められる範囲内に限定されます。

ラザードは通常、問題について発言を公表することまたは公に活動することはありません。また、例外的な状況を除き、株主総会を要求し、または株主提案を行う可能性もありません。本原則に関する詳細については、LAM の ESG 方針をご参照ください。

**原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

一般的に、当社は、LAM の議決権行使に関する方針に従って、顧客からの議決権行使に対する委任を受け入れています。ラザードは、ESG 問題の分析にあたって支援を受けるべく社内外のリソースを活用し、投資先企業と対話を行い、顧客から議決権行使の権限を委任された場合には、通常すべての議案について議決権を行使しています。

当社は、当社に議決権行使の権限を委任した顧客に代わって、すべての議決権を行使する完全な権限を保有しており、当社が当該権限をラザードに委任する場合を除き、他の個人または事業体に当該権限を再委任することはありません。しかしながら、すべての顧客が議決権の行使の権限を当社に委任するわけではありません。具体的な権限の委任または適用される法律上の義務がない限り、当社が議決権を行使したり、議決権の行使方法について顧客に助言したりすることはありません。

同様に、当社は、特定の問題に関する議決権の行使の方法を事前に知らせることはありません。ただし、関連する内容や検討中の事項については協議することはあります。顧客から議決権の行使の権限を委任された場合、当社は、顧客利益の最大化につながるよう議決権を行使する義務を負います。LAM の議決権行使に関する方針は、ラザードが顧客に対する義務を確実に果たせるようにすることを目的としています。LAM は、議決権の行使が適切

な方法で行われ、顧客利益の最大化に貢献するとともに、当該方針の枠組の中で行われることを目的にした体制構築してきました。

顧客から提出された具体的な指針または特定の議決権に係る指示がない場合、ラザードでは、すべての顧客に代わって同じ方法で議決権を行使することを基本的な方針としています。同方針は、LAM が投資運用会社という立場で、長期保有の投資家として株主価値を最大化させると考える基準に基づいて議決権を行使する必要があるとの見地から作成されているほか、すべての顧客に代わって行使する議決権に係る目標の達成を目的としています。LAM は、現在、議決権行使責務の履行を補助するために、議決権行使助言サービス業者であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービス・インク(以下「ISS 社」という)からリサーチ・サービスと委任状に関連したその他のサービスを受けています。ISS 社は、ラザードが顧客に代わって議決権を行使するほぼすべての委任状提案に関する独自の分析と推奨を LAM に提供しています。ISS 社はその他にも委任状に関連した管理サービス、議決権行使サービス、記録管理と報告支援サービスを LAM に提供しています。ラザードは、ISS 社の分析は考慮するものの、議決権の行使においては ISS 社の推奨に依拠することはありません。

議論の余地のある提案について最終的な判断を下すにあたり、LAM におけるプロクシー業務部によって管理されている LAM の議決権行使プロセスでは、個別に判断すべき提案については関連する投資プロフェッショナルの推奨を求めることにしています。承認基準では賛成するまたは反対することとされている異例な提案については、投資プロフェッショナルにこれを精査する機会が与えられます。またやむを得ない場合には、プロクシー委員会の最終的な判断に従うことを条件に承認基準に準拠しない場合もあります。

ラザードでは、顧客から要請があった場合、当該顧客に対し議決権行使の記録を提供しています。また、国内株式を対象とした当社の議決権行使に関する統計情報及び議決権行使理由を含む個別の議決権行使の内容については下記リンク先にて開示しています。

#### [議決権行使状況](#)

#### [議決権行使個別開示](#)

ラザードは、通常、顧客がカストディ銀行に貸株制度を利用する権限を付与している有価証券については、議決権を行使しません。この場合、議決権は株式を占有している当事者に移転します。ラザードは、一定の状況下では、そうした有価証券に付随する議決権を行使するため、貸し付けられた株式の回収を決定することがあります。例えば、株式を占有する事業体が議決権行使によって、株式の発行会社の支配権獲得だけを目的にして株式を借り入れていると判断した場合や顧客が明示的にラザードに対して貸株に付随する議決権の行使を要請した場合には、ラザードは当該株式を回収し、自ら議決権を行使する決定を行うことがあります。しかし、このような決定が行われるのは例外的な場合に限られると予想していません。

本原則に関する詳細については、ESG 方針および議決権行使に関する方針をご参照ください

い。

**原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

国内株式を対象とした当社の議決権行使に関する統計情報及び議決権行使理由を含む個別の議決権行使の内容については下記リンク先にて開示しています。

[議決権行使状況](#)

[議決権行使個別開示](#)

また、顧客からの要請に応じ、当該顧客自身の議決権行使記録を提供しています。

ラザードは、ESG に対するラザードの取り組みを改善し、ESG 問題を投資プロセスに組み込むための継続的かつ長期的なプロセスに取り組んでおります。その結果、LAM の ESG 方針および日本版スチュワードシップ・コードに対するこの対応はいずれも、当該問題に対するラザードの現行の取り組みを反映したものとなっています。当該方針および対応はいずれも、事業慣行、事業構造および法律の変更を盛り込むべく、時間の経過とともに進化していくものと見込んでいます。

**原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

ラザードの投資プロフェッショナルは、世界各地における継続的な調査プロセスの一環として、企業の事業、戦略、業界および競争環境を十分に理解できるよう、当該企業とミーティングを行います。ラザードの投資プロフェッショナルは、企業の経営陣や取締役をはじめ各部門の責任者または子会社の経営陣らと、その本社、現地操業拠点、投資家を集めたセミナーおよび世界各地のオフィス等において定期的または必要に応じてミーティングを行います。これらのミーティングは、ラザードの調査プロセスにおいて不可欠の一部です。

投資プロフェッショナルは、企業の財務状態にとって重大なリスクとなり得る ESG 問題を含む様々な問題について、企業の経営陣と対話を行うことがあります。時には、ラザードは企業から様々な問題に関する意見を求められることがあります。そのような機会を利用して投資先企業と一緒に考え、法令で認められる場合には、株主価値を最大化する改善を実施するべく積極的な役割を果たすこともあります。

上記のとおり、ラザードでは、対話から最善の成果が得られるのは、株主価値の潜在的な損失を最小限に抑えるために、個別の話し合いの場を通じて、ラザードの懸念を対話の相手方

にのみ伝え、当該問題が議案として議決権行使にかけられる前に経営陣にラザードの見解を理解してもらう場合だと考えています。

上記のとおり、ラザードは、ESG に対するラザードのアプローチを改善し、ESG 問題を投資プロセスに組み込むための継続的かつ長期的なプロセスに取り組んでおります。当社は、ESG 方針および日本のスチュワードシップ・コードに対する当社の対応が、事業慣行、事業構造および法律の変更を盛り込むべく、時間の経過とともに進化していくものと見込んでいます。LAM のプロクシー委員会は、議決権行使に関する方針に変更を加えるべきかどうかを検討するために、少なくとも年に 1 度は当該方針の見直しを行います。

#### ◎保有株式に関するお問い合わせについて

当社はスチュワードシップ・コード（第三次改訂版）の原則 4 指針 4-2 の趣旨に鑑み、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの要請があった場合には、ラザードが投資先企業の株式をどの程度保有しているか当該企業に対して回答します。お問い合わせ方法及び回答方針等については下記をご参照ください。

#### ○ お問い合わせ方法

以下の連絡先宛に貴社企業名、所属部署、氏名をご記載の上、お問い合わせください。

連絡先メールアドレス：[ss\\_code\\_response@lazard.com](mailto:ss_code_response@lazard.com)

- ・ お問い合わせは必ず投資先企業様ご自身からお願いいたします。
- ・ お問い合わせをいただいた照会者の方の真正性に関し、必要と判断した場合には確認を実施させていただく場合があります。
- ・ 対話の際にお問い合わせいただく場合には事前のご連絡をお願いいたします。

#### ○ 回答方針

- ・ 株式の保有量について　：　原則として四半期末（3月、6月、9月、12月末）時点における、投資先企業の発行済株式総数に対するラザードの保有比率につき、当社が時価総額等を勘案して定めるレンジ（例：0.5%未満など）にて回答します。
- ・ 回答までに要する期間　：　原則として 5 営業日（直近四半期末の保有量の場合は 7 営業日）以内に回答する方針です。
- ・ 回答頻度　　　　　　　：　年間 2 回を上限とします。
- ・ ご留意事項　　　　　　：　回答内容については投資先企業様の社内限としてください。

以上